

2024年度 らいおんハート喀痰吸引等研修（第三号研修）開催要項

1. 目的

1) 「社会福祉士法及び介護福祉士法」に基づき、居宅及び障害児者支援施設等において、必要な喀痰吸引等のケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことが出来る介護職員等を養成することを目的とします。

2) この研修（第三号研修）は、個別性の高い特定の者（以下「利用者」という。）に対して、特定のケアを実施することができる介護職員等を養成することを目的とするものです。

2. 研修実施機関

一般社団法人医療介護ケア協会 らいおんハートからだの児童デイサービス

3. 研修場所

- 基本研修（講義）：各自動画視聴・レポート提出
- 基本研修（筆記試験・演習）：千葉縣市川市行徳駅前 2-16-1 アルファボックスビル 5F
（らいおんハートリハビリ整形外科クリニック）

4. 研修日程及びプログラム

日程 (2024年)	基本研修（講義部分）	日程 (2024年)	基本研修（筆記試験・演習）
5月1日 ～5月10日	動画(YouTube)視聴【およそ6時間】 (各自で期間内に動画視聴して下さい)	5月18日 9:00～11:00	動画解説・講義 質疑応答
5月1日～ 5月10日 23:59まで	レポート作成【およそ1.5時間】 (レポートは期日までにメールで提出し て下さい)	5月18日 11:30～ 12:00	筆記試験（動画視聴・講義部分につ いての筆記試験を行います）
		5月18日 13:00～ 14:00	演習 (シミュレーターを使用した演習を行 います)
		5月18日 14:30～ 15:00	筆記試験結果発表 まとめ ・実地研修について ・受講料振込について ・修了証明書発行について等説明

実地研修

各自予定を立てて、基本研修修了後3か月以内（2024年8月19日まで）に実地研修を修了して下さい。

5. 研修内容

現に喀痰吸引等を行うことの必要がある特定の利用者個人に対して、下記の医療ケアのうち、その個人が必要とする行為を行うことができるようになります。

- 喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ内）
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）

別添「カリキュラム一覧表」にカリキュラムを記載します。

6. 受講定員：6名

7. 受講料：別添「料金一覧表」に記載します。

8. 受講資格

以下の事業所等で介護業務に従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等のうち、①～⑤の要件全てを満たす方とします。

介護保険サービス ● 訪問介護事業所

障害福祉サービス ● 居宅介護事業所 ● 重度訪問介護事業所 ● 障害児者サービス事業所
● 障害児者施設

学校・保育所等 ● 特別支援学校等 ● 保育所

- ① 特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要が現にある、または、近く実施する予定を見込んでいること。
- ② 所属施設の管理者より研修参加の承諾を貰えること。
- ③ 実地研修にあたり、利用者本人(本人の意思が確認できない場合はその家族等)から、実地研修について同意を得られること。
- ④ 医師からの指示書を得られること。
- ⑤ 実地研修の際に、利用者の普段の様子をよく知っている方（家族・看護師等）の協力が得られること。

9. 申し込み方法

様式1「らいおんハート喀痰吸引等研修受講申込書」に必要事項をご記入の上、所定の応募期間内にメールでお送り下さい。その際、ファイルのパスワードロック等個人情報管理に留意して下さい。

- 申し込み先メールアドレス：kensyu-3gou@lion-heart.co

●応募書類確認の上、受講決定者へは2024年4月22日までに「受講決定通知書」等をメールでお送り致します。テキスト等は研修開始日までに郵送致します。

10. 応募期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月19日（金）17時まで

※先着順受付ではありません。

11. 研修に関するお問い合わせ先

らいおんハートからだの児童デイサービス（担当：飛田）

※お問い合わせは、メールでお願い致します。

緊急等の場合は、電話でも受け付け致します。

●メールアドレス:kensyu-3gou@lion-heart.co

●TEL：080-3132-2743（平日9時～17時 木曜日を除く）

12. 受講料納付について

すべての課程が修了した後、「受講料振込のご案内」をメールでお送り致します。

期日までに振込をお願いいたします。振込手数料は受講者様にてご負担下さい。

受講料振り込みが完了した方へ、修了証明証を郵送でお送り致します。

13. 注意事項

●申し込み者が定員を上回った場合は、研修受講優位性・必要性等について勘案の上、受講決定させて頂きます。（先着順ではありません。）

●申し込みが多数の場合、別日程でご案内させて頂く場合もあります。

●本研修すべての課程が修了し、受講料をお振込み頂いた方へ「修了証明証」を発行致しますが、実際に業務上で喫煙吸引等を行う場合は、「特定行為業務従事者認定証の交付」を受ける必要があります。また、その場合は事業所も別途千葉県に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要となります。